

中小小売商業振興法における開示項目

<p>1) 本部事業者の概要</p>	<p>①社名：リハコンテンツ株式会社</p> <p>②所在地：〒274-0063 千葉県船橋市習志野台2-6-5 TEL 047-496-5270 FAX 047-496-5271</p> <p>③従業員数：240名（パート含む） 2015年9月現在</p> <p>④代表取締役： 山下 哲司 取締役： 宮野下 裕光 取締役： 末木 真一 取締役： 藤瀬 良朗 監査役： 高崎 賢二 監査役： 尾川 節男</p> <p>⑤資本の額 : 1000万円</p> <p>⑥設立年月日 : 2009年7月27日</p> <p>⑦主要株主の名称： 山下 哲司</p> <p>⑧取引銀行 : 千葉銀行・三井住友銀行・みずほ銀行 千葉興業銀行・りそな銀行・京葉銀行</p> <p>⑨他にしている事業：</p>																								
<p>2) 本部事業者の直近3ヵ年の 貸借対照表及び損益計算書</p> <p><small>(注)記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。</small></p>	<p>第四期 貸借対照表 2013年6月30日現在 (単位：千円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2">資産の部</th> <th colspan="2">負債・純資産の部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>流動資産</td> <td>151,514</td> <td>流動負債</td> <td>139,230</td> </tr> <tr> <td>固定資産</td> <td>103,665</td> <td>固定負債</td> <td>93,535</td> </tr> <tr> <td>繰延資産</td> <td>1,093</td> <td>純資産</td> <td>23,507</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>256,272</td> <td>計</td> <td>256,272</td> </tr> </tbody> </table> <p>損益計算書 自2012年7月1日 至2013年6月30日 (単位：千円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tbody> <tr> <td>売上高</td> <td>437,452</td> </tr> <tr> <td>売上原価</td> <td>240,822</td> </tr> </tbody> </table>	資産の部		負債・純資産の部		流動資産	151,514	流動負債	139,230	固定資産	103,665	固定負債	93,535	繰延資産	1,093	純資産	23,507	計	256,272	計	256,272	売上高	437,452	売上原価	240,822
資産の部		負債・純資産の部																							
流動資産	151,514	流動負債	139,230																						
固定資産	103,665	固定負債	93,535																						
繰延資産	1,093	純資産	23,507																						
計	256,272	計	256,272																						
売上高	437,452																								
売上原価	240,822																								

売上総利益	196,630
販売費・一般管理費	167,727
営業利益	28,902
営業外損益	611
経常利益	29,514
特別損益	0
税引前当期利益	29,514
法人税等	10,549
当期利益	18,964

第五期

貸借対照表

2014年6月30日現在

(単位：千円)

資産の部		負債・純資産の部	
流動資産	313,172	流動負債	239,903
固定資産	294,936	固定負債	328,245
繰延資産	2,632	純資産	42,592
計	610,740	計	610,740

損益計算書

自2013年7月1日

至2014年6月30日

(単位：千円)

売上高	863,921
売上原価	461,823
売上総利益	402,098
販売費・一般管理費	367,949
営業利益	34,149
営業外損益	△5,066
経常利益	29,083
特別損益	3,729
税引前当期利益	32,812
法人税等	13,727
当期利益	19,085

第六期
貸借対照表

2015年6月30日現在

(単位：千円)

資産の部		負債・純資産の部	
流動資産	410,169	流動負債	309,924
固定資産	373,068	固定負債	414,578
繰延資産	2,623	純資産	61,359
計	785,861	計	785,861

損益計算書

自2014年7月1日

至2015年6月30日

(単位：千円)

売上高	1,220,081
売上原価	716,899
売上総利益	503,181
販売費・一般管理費	491,417
営業利益	11,763
営業外損益	△5,068
経常利益	6,694
特別損益	8,444
税引前当期利益	15,139
法人税等	5,430
当期利益	9,708

3) 特定連鎖化事業の開始時期
1号店舗出店時期

2009年9月
2011年3月

4) 店舗数

直営：15店舗
FC：124店舗
2015年9月現在

直近3事業年度の新規開始加盟店数

2013年6月期 21店舗 2014年6月期 39店舗
2015年6月期 47店舗

直近3事業年度の解除加盟店数

2013年6月期 1店舗 2014年6月期 4店舗
2015年6月期 3店舗


直近3事業年度更新・未更新加盟店数

2013年6月期 該当なし 2014年6月期 該当なし
2015年6月期 該当なし

5) 5事業年度におけるフランチャイズ契約に関する訴訟の件数	該当なし
6) 営業時間：営業日および休日	原則として日曜を除く8時30分～17時30分
7) テリトリーに関して	半日型タイプおよび1日型タイプごとに、当該事業所から半径1.5km以内とします。 ただし、人口集中地区においては、この限りではないものとします。
8) 多事業所展開上のエリアエントリーに関して	入会者が多事業所展開を目指す上で営業テリトリーを確保する為には、本部に申込金・入会金を支払うことで可能になりますが、本部に支払った申込金・入会金は如何なる場合でも返金されません。また、条件は下記になります。 ① テリトリーは前項7)に準じます。 ② 当該該当物件があれば該当物件から、なければ仮物件を設定し、そこからのエリア確保になります。 ③ 設定した営業エリアを開所するまでの間に変更を希望する場合、本部が了解した場合に限り認められます。 ④ 1事業所当り1年以内に開所しない場合は、確保した営業エリアの権利は失効し、申込金・入会金は本部により没収されます。
9) 中途解約および契約終了後の禁止事項	① 事業所開所後3年経過後いつでも2ヶ月前書面による予告で解約は可能です。解約および契約終了後3年間は同種および類似事業の営業は禁止されます。 ② 解約および契約終了後も、本部が提供したノウハウ等の守秘義務を負います。
10) 入会者から定期的に徴収する金銭事項	① 月額会費として半日型タイプは毎月定額の17万円を、1日型タイプは毎月定額の25万円（それぞれ税別）を入会者は本部に対して支払うものとします。第1回の月額会費は初期費用の残金支払と同時に本部に支払うものとします。第2回目以降の月額会費は翌月分の会費を当月27日までに本部に支払うものとします。尚、1日型タイプの月額会費に限り初年度に於ける、12回までの月額会費を8万円減額し、17万円（税別）とします。（自動振替制度があります）
11) 契約に違反した場合に生じる金銭の支払い	① 競業禁止に違反した場合は入会金の5倍の金額を支払うものとします。 ② 金銭支払義務を遅延した場合、遅延した金額に年10%

	<p>の遅延損害金を支払うものとします。</p> <p>③ その他、本部および本部と契約している他の入会事業所に対して発生した損害をすべて賠償するものとします。</p>
<p>1 2) 入会に際し徴収する金額</p>	<p>申込金 : 50万円</p> <p>入会金 : 150万円</p> <p>基本レイアウト・サインデザイン費 } (半日型) : 45万円 (1日型) : 110万円</p> <p>事業所開設費 (半日型) : 100万円 (1日型) : 150万円</p> <p>リハビリ機器代 : 630万円 (概算・見積書優先)</p> <p>浴槽機器代 (1日型) : 200万円 (概算・見積書優先)</p> <p>設備・備品費 : 170万円 (概算・見積書優先)</p> <p>研修費 (半日型) : 110万円 (1日型) : 180万円</p> <p>レセプトシステム導入費 : 30万円</p> <p>事業所ホームページ登録制作費 : 30万円</p> <p>旅費交通費 (宿泊費含む) : 地区ごとに決められた金額</p> <p>保証金 (半日型) : 30万円 (1日型) : 50万円 (旅費交通費および保証金を除き消費税別)</p>
<p>イ) 金銭の性質</p>	<p>申込金 : 開業の意思表示として</p> <p>入会金 : 営業エリア・物件調査・事業計画書助言の対価</p> <p>基本レイアウト・サインデザイン費 : 事業所のレイアウト設計図(サインデザインを含む)の対価</p> <p>事業所開設費 : 事業所申請業務・従業員採用業務 従業員訓練業務・什器・備品の選定業務の対価</p> <p>リハビリ機器代 : 利用者が使用するリハビリ機器の対価</p> <p>浴槽機器代 : 入浴介護機器・設備等の対価 (1日型の場合)</p> <p>設備・備品費 : 店舗営業上必要な設備・備品の対価</p> <p>研修費 : 本部研修・技術指導・同行営業等の研修の対価</p> <p>レセプトシステム導入費 : 国保連に請求するソフト導入および研修の対価</p> <p>事業所ホームページ登録制作費 : チェーン店共通のホーム</p>

	<p style="text-align: center;">ページ制作の対価</p> <p>旅費交通費(宿泊費含む)：事業所開設時およびランニング 支援で事業所に訪問する為の宿泊・交通費等の対価 保証金：取引保証金(預り金)</p>
ウ) 徴収の時期	<p>申込金：入会申込書提出時。 入会金：事業所番号交付予定日の45日前まで。 以下の項目の代金①および②(中間金)：事業所番号交付 予定日の45日前まで。</p> <p>①基本レイアウト・サインデザイン費 ②事業所開設費 ③リハビリ機器代(リース取引可) ④浴槽機器代(1日型の場合、リース取引可) ⑤設備・備品費 ⑥研修費 ⑦レセプトシステム導入費 ⑧事業所ホームページ登録制作費 ⑨旅費交通費(宿泊費含む)</p> <p>上記③～⑧の金額(税別、ただしリース取引を除く)および 旅費交通費(宿泊費含む)、保証金：事業所番号交付予定日 から3営業日前まで。</p>
エ) 徴収方法	本部が指定する銀行口座にお振込ください。
オ) 当該金銭の返還の有無とその条件	入会者が支払った当該金銭の返還は一切ありません。 ただし、預り金である保証金に関しましては、定められた 手続きにより返還することがあります。
1 3) 入会者に対する特別義務	店舗の内装およびリハビリ機器並びに備品等はチェー ン店の特質上、本部の指示に従ってください。
1 4) オープンアカウント等	① オープンアカウント等は存在しません。 ② 入会者に対する金銭の貸付または貸付斡旋はありま せん。
1 5) 入会者に対する商品の販売条件に 関する事項 商品代金の決済方法	原則、本部から事業所に販売する商品は事業所で使用する ものに限られるものとし、販売の条件等は別に、提示をし ます。 月末締め翌月27日に本部が指定する銀行口座にお振込く ださい。(自動振替制度があります)
1 6) 経営の指導に関する事項 ア) 研修開催の有無 イ) 研修の内容	本社および直営事業所において、月曜日から土曜日までの 6日間の研修を受けていただきます。 【自己啓発】

	<p>1) 事業所基本理念 2) 基本方針 3) 心構え 4) 就業規則 5) コミュニケーション 6) モチベーション 7) リーダーシップ 等</p> <p style="text-align: center;">【ケアサービス】</p> <p>1) 介護の心構え 2) 福祉用具の役割と利用に関する知識 3) リハビリテーションの意義それに関する理解 4) 介助全般 5) 通所記録および報告書の書き方 6) 介護者の健康管理方法 等</p> <p style="text-align: center;">【リハビリテーション】</p> <p>1) パワーリハビリテーションの意義と理解 2) トレーニング禁忌基準 3) パワーリハビリテーションの流れ 4) 評価測定 5) リハビリ機器のトレーニングの基本 6) リハビリ機器の知識および取扱方法等</p> <p>上記の事柄等に関して研修を行います。</p>
<p>ウ) 継続的な経営指導の方法およびその実施回数</p>	<p>訪問アドバイスに関しては、事業所認可月から3ヶ月間に2回の訪問、以降は事業所の状態による適宜訪問です。尚、訪問に掛かる諸経費は事業所側負担になります。メール・電話等による相談は随時行います。(休日を除く)</p>
<p>1 7) 使用される商標・商号の表示 ア) 使用させる商号・商標 イ) 当該表示の使用条件</p>	<div style="text-align: center;">  </div> <p>本契約期間中に限り入会者は本部に書面による使用目的を記入の上、承諾を得たもの限り商号・商標の使用ができます。</p>

<p>1 8) 契約の期間並びに契約の更新および解除に関する事項</p> <p>ア) 契約の期間</p> <p>イ) 更新の条件および手続き</p> <p>ウ) 解除の要件および手続き</p>	<p>契約締結から5年間</p> <p>異議なければ自動更新で3年間</p> <p>【オープン前解約】</p> <p>本契約申込後本契約締結前までは、申込金を放棄することでいつでも可能です。本契約締結後中間金支払前までの場合は契約書に謳われている金額を支払うことにより可能です。また、中間金支払後事業所申請受理日前までの場合は、契約書に謳われている金額を支払うことにより可能です。</p> <p>【オープン後中途解約】</p> <p>店舗開所後3年間を経過した後は、書面による解約届けを2ヶ月前までに提出することによりいつでも解約できます。</p>
	<p>私は御社社員 _____ より法定開示書の説明を受け、内容に関して良く確認ができました。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>入会希望者氏名 _____ 印</p>